

福 祉 総 室

(東地方福祉事務所)

I 福祉調整課関係業務

1 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

(1) 特別障害者手当等の給付

特別障害者手当等は、在宅の重度障害者（児）からの申請に基づき支給される。

当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っている。

令和5年度の特別障害者手当申請件数は79件で、うち55件が認定となり、24件が却下となっている。また、障害児福祉手当申請件数は15件で、うち7件が認定となり、8件が却下となっている。

【参考】

① 特別障害者手当（対象者・支給要件）

20歳以上であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者

② 障害児福祉手当（対象者・支給要件）

20歳未満であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするような在宅の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者

③ 福祉手当

昭和61年の国民年金法一部改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等及び障害基礎年金のいずれも支給を受けることができない者

2 特別児童扶養手当等

(1) 特別児童扶養手当の給付

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を有する児童を監護、養育している者からの申請に基づき支給される。

当総室において県内全市町村分の事務処理を行っている。

令和5年度の特別児童扶養手当申請件数は539件で、うち518件が認定となり、21件が却下となっている。

(2) 児童扶養手当の給付

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している者等からの申請に基づき支給される。

当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っている。

令和5年度の児童扶養手当申請件数は233件で、うち220件が認定、却下が2件、取下げが11件となっている。

【受給者数の推移】

受給者数（各年度4/1現在）	R2	R3	R4	R5	R6
特別障害者手当・障害児手当等	543	543	518	496	475
特別児童扶養手当	3,614	3,643	3,841	3,794	3,944
児童扶養手当	3,290	3,180	3,035	2,864	2,704

3 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉の概要

東津軽郡管内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、相談事業等を実施し、個々の家庭状況に応じた支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当受給者等を対象とした母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子家庭等自立支援給付費補助事業の実施による就労就業支援等を行っている。

(2) 相談支援等の実施状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、ひとり親家庭及びひとり親家庭になる前の方並びに寡婦に対し、経済上の問題、就労に関する問題、養育費等に関する問題、児童の療育や教育に関する問題、住まいに関する問題等、生活上のあらゆる相談に応じ、その自立に必要な情報提供等の総合的な支援を行っている。

令和5年度の相談件数は2,075件、そのうち経済的支援・生活援護が1,690件(81.4%)となっている。

また、令和5年度におけるケースに対して接した相談延べ面接回数は2,986件となっている。

○令和5年度 母子・父子自立支援員相談実施状況 (単位：件、%)

相談内容	件数 (%)
生活一般	257 (12.4)
児童	123 (6.0)
経済的支援・生活援護	1,690 (81.4)
その他	5 (0.2)
合計	2,075 (100.0)

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

○令和5年度貸付状況

(単位：件、円)

種別 資金名	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学	22	20,061,000	5	5,166,000	1	1,158,000
就学支度	7	3,730,000	0	0	1	420,000
合計	29	23,791,000	5	5,166,000	2	1,578,000

(4) その他事業の実施状況

事業名	趣旨	実績 (件)
母子父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象として自立支援プログラムを作成し就業につなげる。	1
母子家庭等自立支援給付費補助事業	母子家庭の母、父子家庭の父を対象として主体的な能力開発を支援する。	1

4 配偶者暴力相談支援関係

平成13年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されたことに伴い、平成14年4月から、婦人相談員1名が配置され、県内8か所に設置されている「配偶者暴力相談支援センター」の一機関として、配偶者からの暴力等に係る各種相談、情報提供等の支援業務を行っている。

令和6年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の施行に伴い、婦人相談員の職名が「女性等相談支援員」に改正され、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じた相談対応や情報提供等支援を行っている。

令和5年度の相談受付処理件数は、延べ35件（実人数8人）となっている。

5 民生委員・児童委員関係

東津軽郡の各町村の民生委員・児童委員の定数は108名（うち主任児童委員10名）である。

令和5年度の相談・支援件数は、総数で1,627件となっており、前年度1,228件より399件増加している。

内容別相談・支援件数では、「日常的な支援」に関することが215件（13.2%）で、分野別相談・支援件数では「高齢者に関すること」が891件と全体の54.8%を占めている。

また、訪問回数は10,903回（うち、訪問・連絡活動7,653回）、活動日数は7,737日となっている。

民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度）

委員別	民生委員定数	内容別相談・支援件数															分野別相談・支援件数				
		在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子ども校の生活教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合計
民生委員	108	54 (3.3)	15 (0.9)	32 (2.0)	6 (0.4)	97 (6.0)	42 (2.6)	20 (1.2)	3 (0.2)	2 (0.1)	21 (1.3)	13 (0.8)	43 (2.6)	215 (13.2)	1,064 (65.4)	1,627 (100.0)	891 (54.8)	96 (5.9)	148 (9.1)	492 (30.2)	1,627 (100.0)
主任児童委員 (再掲)	10	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (13.3)	6 (20.0)	7 (23.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.3)	2 (6.7)	3 (10.0)	- (0.0)	7 (23.3)	30 (100.0)	7 (23.3)	- (0.0)	15 (50.0)	8 (26.7)	30 (100.0)

委員別	その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握	会行事へ参加協力	地域福祉活動	民児協運営・研修	等証明（調査・確認）	通要保護児童の仲見介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
民生委員	264	951	1,458	814	70	3	7,653	3,250	644	1,276	7,737
主任児童委員 (再掲)	0	90	397	65	2	3	10	29	84	314	883